

通知概要が更新されました：オプトアウト/異議申し立ての新しい期日は2009年9月4日です

**もしあなたが書籍の著者、出版社、またはその他の書籍・執筆物の著作権保持者である場合、  
グーグルの書籍・執筆物のスキャン（デジタル化）およびその使用に関する集団訴訟和解案が、  
あなたの権利に影響を及ぼす可能性があります。**

米国外にお住まいの方へ：本和解では米国外で出版された書籍の米国著作権の利益も対象となるため、あなたにも影響が及ぶ可能性があります。あなたが書籍または書籍中の作品に著作権を持つ場合は、適時にオプトアウト [注・和解不参加の手続き] を行わなければならない、本和解に同意したものとみなされます。

著作権が有効な書籍および挿入物をグーグルが著作権保持者の許可を得ずスキャンしたため、著者、出版社およびその他の著作権保持者（「版權保持者」という）の著作権が侵害されたとして、複数の著者と出版社が集団訴訟を提起しました。グーグルはこの申し立てを否定しています。両当事者は和解に至りました。本概要は、和解の基本的な情報を提供するものです。「書籍」および「挿入物」は以下に説明されています。

#### 和解は何をもたらすのでしょうか？

この和解が裁判所の承認を受けた場合、グーグルには、著作権が有効な書籍および挿入物等をスキャンし、電子的な書籍データベースを維持する許可が与えられます。絶版の書籍、また権利者が許可を与えた刊行中の書籍については、グーグルは個々の書籍へのアクセス権や組織・機関によるデータベースの購読権の販売、書籍のすべてのページへの広告掲載、および書籍の商的使用が許可されることとなります。版權保有者は、いつでもそれらの使用についてグーグルへの指示を変更できます。本和解によって設定された版權レジストリ(以下「レジストリ」)を通じ、グーグルは、上記使用により得る全収益の63%を権利者に支払います。

グーグルはまた、レジストリの設立と当初の運営費用、および通知および和解管理費用として3,450万ドルを支払い、さらに、2009年5月5日以前にグーグルがスキャンした書籍および挿入物の版權者に対し、少なくとも4,500万ドルを現金にて支払います。

#### 本和解の集団には誰が含まれていますか？

和解集団には、書籍および挿入物の米国著作権保持者全員が含まれます。「米国著作権」の意味は広義です。あなたの本拠地がどこであれ、本通知の完全版をお読みの上、あなたが本和解に含まれるかどうか確かめることをお勧めします。

和解下位集団には次の2種類があります。

- ・「著者下位集団」(書籍、その他の執筆物の著者と、その相続人、後継者および譲受人)および
- ・「出版社下位集団」(書籍や定期刊行物の出版社と、その後継者および譲受人)。

#### どのような作品が対象となりますか？

「書籍」は、2009年1月5日以前にハードコピーの形で出版または配布された小説、教科書、論文およびその他の文章等、著作権が有効な著作物を指します。米国の作品については、和解の対象となるには、アメリカ合衆国著作権局への登録が必要です。「書籍」には、定期刊行物、私的文書、楽譜および公有財産や政府の刊行物は含まれません。

「挿入物」には、2009年1月5日以前に発行された、書籍や政府刊行物または公有財産書籍の中に含まれる、合衆国著作権法により各々保護された、まえがき、エッセイ、詩、引用、手紙、歌詞、児童図書の挿絵、楽譜、図およびグラフ等のすべてのテキストおよびその他の作品が含まれます。米国作品の場合は、(単独で、または他の作品の一部として)合衆国著作権局への登録が必要です。「挿入物」には(児童図書の挿絵を除く)絵画作品、また公有財産や政府刊行物は含まれません。

通知には、これら和解条件の詳細な説明、ならびに本和解に関するその他の重要な情報が含まれています。

#### 私は何をすべきでしょうか？

<http://www.googlebooksettlement.com> にある通知の完全版をお読みになり、以下の選択肢の中からどうすべきか決定してください。

- ・和解集団に留まる。この場合は法廷の決定に拘束されることになり、グーグルに対する請求権も破棄することになります。
- ・和解に対して異議申し立てあるいは意見の表明を行なう。異議申し立ておよび意見表明は、2009年9月4日までに書面にて行う必要があります。
- ・和解からオプトアウトし[和解に参加を表明し]、グーグルを訴える個人的権利を保持する。オプトアウトは2009年9月4日までに書面で行なう必要があります。
- ・現金支払いの請求をする(その権利がある場合)。請求は2010年1月5日までに提出してください。

裁判所は、2つの下位集団を代表するよう集団弁護士を任命しました。和解が承認されると、著者下位集団の顧問弁護士は、グーグルから、グーグルが支払いに同意した弁護士費用および経費を請求します。ご自分自身の弁護士を自分の費用で雇うことも可能です。

裁判所は2009年10月7日午前10時に公正公聴会を開き、和解を承認するかどうか決定する予定です。

**通知の完全版を含む詳細情報は、以下までご照会ください：**

**ホームページ：** <http://www.googlebooksettlement.com> **電話：** +1.612.359.8600

**宛先：** Google Book Search Settlement Administrator, c/o Rust Consulting,  
P.O. Box 9364, Minneapolis, MN 55440-9364 UNITED STATES OF AMERICA